

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 赤松設備工業所
 住所 奈良市西大寺国 7-15-704
 代表者氏名 赤松英樹
 電話番号 0742-62-0652
 FAX番号
 メールアドレス

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 / 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第1 (水道法施行規則第18条関係)

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 赤松設備工業所
住 所 奈良市西大寺国見町17-15-704
代表者氏名 赤松英樹 印

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
アカマツ ヒロキ 赤松英樹 ナカノ ヒロユキ 中野 雄大	
事業の範囲	管工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	赤松 設備工業所
上記事業所の所在地	郵便番号 630-8141 住所 奈良市 南条終町 7丁目 545-3 電話番号 0742-62-0652 FAX番号 メールアドレス
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
中野 雄太	第 295999

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

令和 年 月 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数 量	備 考
管の切断用 機械器具 ✓	金切りのこ ✓	固定式鋸刃	2	
	パイプカッター	13~150mm用	1	
	塩ビカッター	13~40mm	3	
	電子セーバー		1	
管の加工用 機械器具 ✓	やすり ✓		3	
	パイプねじ切り器 (手動) ✓		1	
	(電動)		1	
管の接合用 機械器具 ✓	トルクレンチ ✓	ガス溶接機	2	
	パイプレンチ ✓		3	
	スパナ		3	
	モンキレンチ		2	
	モーラーレンチ		2	
水圧テスト ポンプ ✓	手動式テストポンプ		2	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。



(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者

氏名又は名称 赤松設備業社
住 所 奈良市西大寺国見町丁目7-15-704
代表者氏名 赤松 東樹   印

水道事業者 殿

住民票

氏名	赤松 英樹			住民票コード	省略
旧氏				個人番号	省略
生年月日	昭和52年11月25日	性別	男	続柄	世帯主
住所	奈良県奈良市西大寺国見町一丁目7番15-704号			本籍	奈良県奈良市南京終町七丁目545番地3
世帯主	赤松 英樹			筆頭者	赤松 英樹
平成16年12月13日 京都府相楽郡木津町大字市坂小字幣羅坂95番地 Casa E. J. I 206号から 転入 平成16年12月13日 転入届出					

第5000000000000023050798110000000570001号 1枚/1枚中

この写しは、住民票の原本と相違ないことを証明する。

令和 2年 9月 3日

奈良市長

仲川 元庸



第二九五九九九号

給水装置主任技術者免状

本籍 奈良県

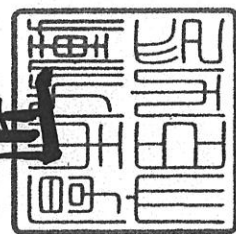
氏名 中野 雄太

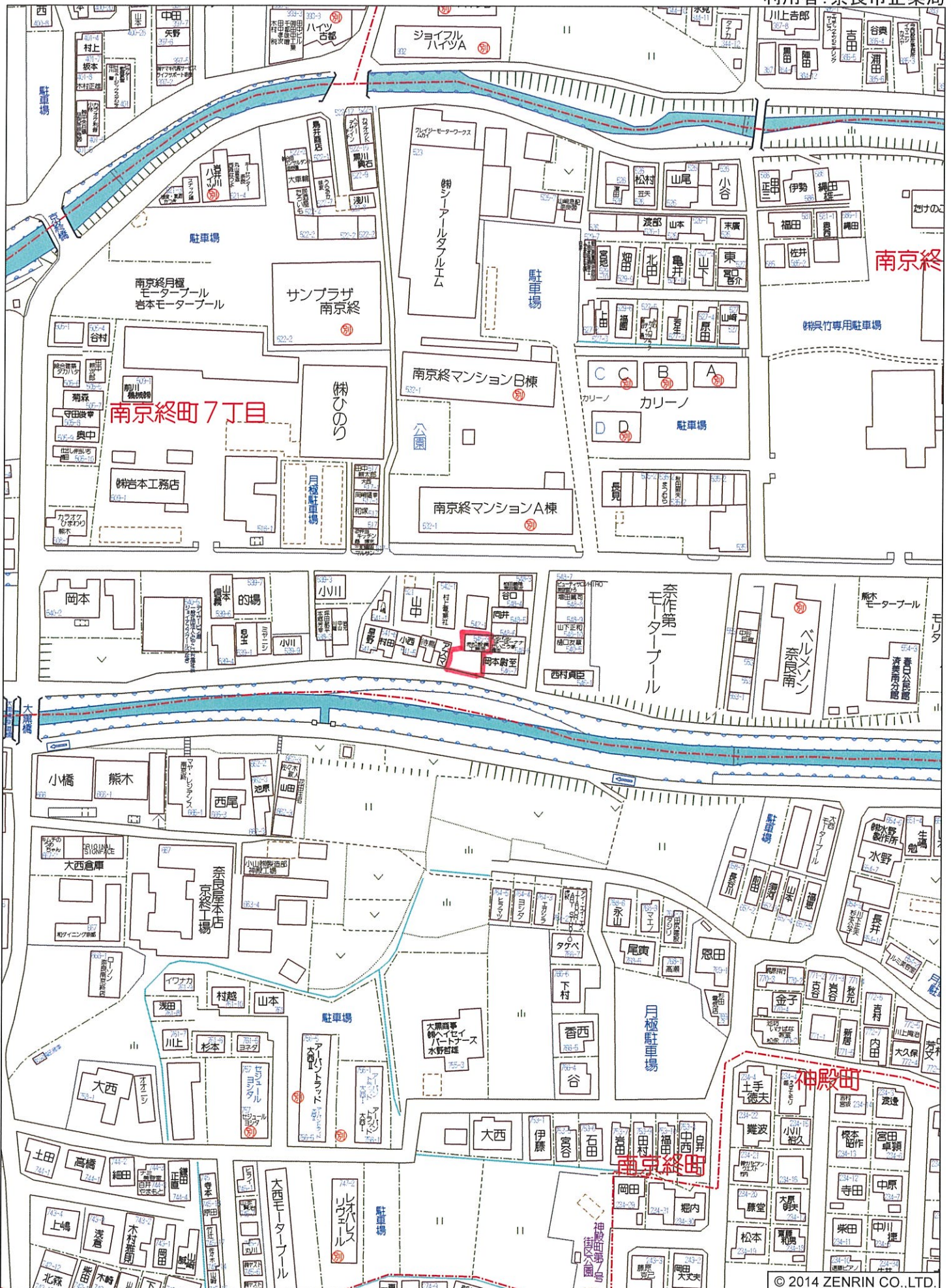
昭和五十六年六月二十二日生

水道法(昭和五十二年法律第百七十七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成三十一年一月二十三日

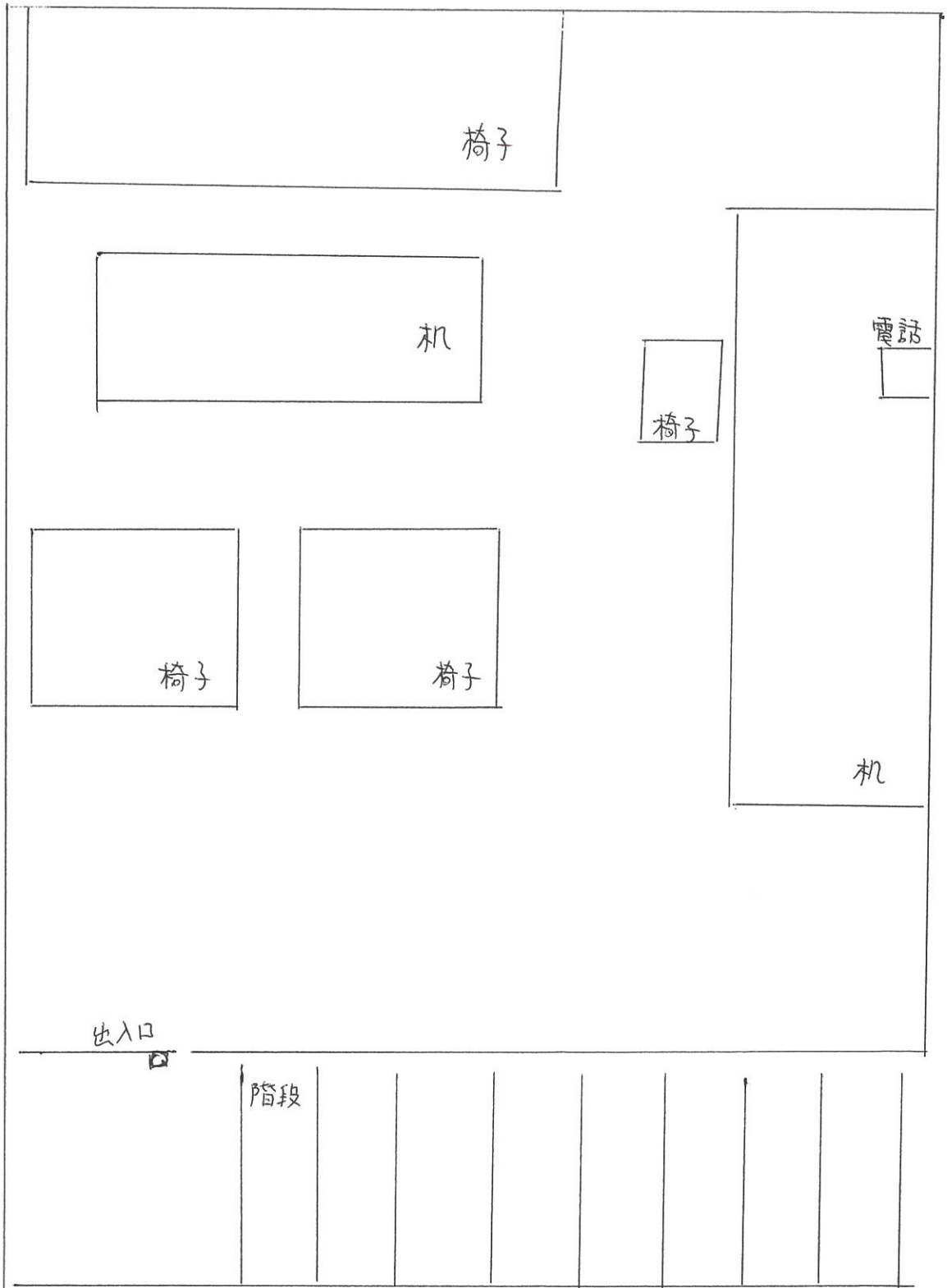
厚生労働大臣 根本 眞





奈良市南京終町7丁目付近

4





赤松設備工業所
TEL 0742-62-0652





指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 赤松設備工業所
 住所 奈良市西大寺町目7-15-704
 代表者氏名 赤松 英樹 印
 電話番号 0742-62-0652
 FAX番号
 メールアドレス

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの口に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者(選任)・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(口に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者

氏名又は名称 赤松設備工業所
住 所 奈良市西大寺町1丁目7-15-704
代表者氏名 赤松英樹 印

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の
選任 解任
の届出
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	赤松設備工業所	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
中野 雄太	第295999	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

第二九五九九九号

給水装置事主任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 中野雄太

昭和五十六年六月二十二日生

水道法(昭和五十二年法律第百七十七号)の
規定により給水装置事主任
技術者免状を交付する。

平成三十一年一月二十三日

厚生労働大臣 根本 匠

